

－北広島町立大朝中学校生徒指導規程－

第1章 総則

第1条 目的

本校においては、学校教育目標を達成するために、生徒の実態を考慮し、この規程をもとに生徒指導を推進する。大朝中学校の生徒としての誇りと自覚を育成し、学力及び生活力の向上、社会人としての素地の形成を図り、秩序ある学校生活を送るために、この規程を定める。

第2章 学校生活に関すること

第2条 安心・安全な学校生活について

1. 学校のきまりや社会的なルールを守り、秩序ある生活を送る。
2. いじめや他の者への嫌がらせ、暴力的な言動は、絶対しない、許さない。
3. 欠席・遅刻・早退・忌引き・外出・授業時の見学等については、事前に学校に届け出る。

第3条 登下校について

1. 登下校の服装は制服を原則とする。
2. 始業時刻（午前8時20分）に遅れないように登校する。
3. 放課後は、すみやかに下校する。（完全下校時刻 17時）
4. 交通のきまりやマナーを守る。登下校の際自転車で登校する者は学校に届け出て、許可を得る。
自転車使用時は、「第6条自転車通学について」を守る。
5. 下校時間を超え、残る必要がある場合には、担当教員に届け出る。
6. 登下校中、寄り道や買い食いをしない。

第4条 在校中の行動について

1. 登校後は、原則校外に出ることは禁止する。外出の必要がある場合は、担任の許可を得て外出し、指示を守る。
2. 廊下では、危険防止のため、廊下は走ったり騒いだりしない。
3. 授業規律に関すること
 - (1) 授業開始前には、授業の準備をし、静かに待機する。
※やむを得ず授業に遅れた場合は、教科担任にその理由を報告し、入室する。
 - (2) 授業の開始・終了時には、起立し、姿勢を正して挨拶をする。
 - (3) 授業中は、真剣に取り組む。無駄話、立ち歩き、座席の勝手な変更はしない。
4. 掃除時間には、時間いっぱい一生懸命、無言で掃除する。
5. 職員室への入室はノック3回と挨拶(学年・名前をはっきり伝える)をし、許可を得て入り、所定の位置で用件を伝える。
6. 原則として、許可なく他学年の教室、特別教室、倉庫等に入入りしない。
7. 危険な行為、また他に迷惑をかけるようなことは一切しない。
8. 施設・用具の損壊・紛失の場合、すぐに届け出る。また、該当者で、現状復旧、あるいは弁償する。
9. 冷暖房機器、I C T機器等は別に示す規定を守り、安全に留意して使用する。

第5条 服装・持ち物について

学校生活（登下校・校内での活動・部活動（大会参加・応援・見学を含む）・学校行事等）では次のことを守る。

1. 制服・体操用服装（放課後に来校する際も、制服もしくは体操服を着用する）

○ 紺のブレザー、シングル前2つボタン＜学校指定のもの＞

※ブレザーについては、体調や気温を各自で判断して着用する。

※式典においてはブレザーを着用する。（壮行式、1学期終業式、2学期始業式は除く）

○ 白のポロシャツ（衿にブルーライン）＜学校指定のもの＞

※ポロシャツの下に着用するシャツ、肌着は、白・黒・紺・グレー・ベージュの単色とする。

※ポロシャツはズボンやスカートから出ないように、しっかりと中に入れる。

※ポロシャツは必要に応じて第1ボタンをはずしてもよい。

ただし、式典等において指示があった場合は、全て留めることとする。

○ ズボン・スカート（夏用、冬用）＜学校指定のもの＞

※着こなしに留意し、ずらして着用しない。（ズボンをはく際はベルトを着用する）

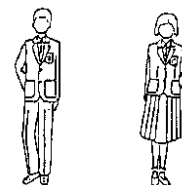
※制服は、体型に合わせる以外の改造は一切してはならない。

※スカート丈は、膝立座りで裾が地面につく長さとする。

○ ネームは規定のものを左胸につけ、校章をブレザーの左えりにつける。

○ 学校指定の体操服を着用する。

※部活動時は、各部の顧問の指導により、部活動で指定されたものを使用する。



2. はき物・くつ下・防寒具・雨具

○ 通学靴は白一色の運動靴を基本とする。ただし、白基調であれば黒またはグレーのロゴ・文字・ラインは認める。※ただし、ハイカットは通学靴として認めない。

○ 校内、体育館では、それぞれ学校指定のシューズを使用する。

○ 無地の白、黒、紺の靴下を着用する。くるぶしソックスは着用しない。

○ 校舎内において制服の外に着用する防寒具は、学校指定のウィンドブレーカーに限る。

※ただし、式典や体育の授業等、学校から着用しないように指示がある場合を除く。

○ 制服の下に着用する防寒着としてのセーター、ベスト等は黒・紺またはグレーとする。

※制服からはみださないよう着用する。

○ 寒いときには黒タイツを着用してよい。

○ マフラー、手袋、ネック・イヤークォーマーは、校内においては着用しない。

○ 通学時の防寒着（上着）は指定しない。ズボンについては学校指定のウィンドブレーカーパンツを基本とする。

○ 長靴、スノーブーツについては指定しない。

○ 雨具は安全に留意して着用する。

3. 頭 髪

○中学生としてふさわしい髪型。

1. 地域社会の一員としての調和を大切にしたい中学生らしい髪型。
2. 清潔感がある髪型。
3. 学習に集中できる髪型。
4. 周囲に威圧感や不快感を与えない髪型。
5. 上記1～4のために次のことを守る。
 - (ア) 染めたり、脱色したりしない。
 - (イ) リボン・ヘアーバンド等はつけない。
 - (ウ) パーマはかけない。(ストレートパーマも含む)
 - (エ) 髪は肩にかからないようにする。(長い場合は結ぶ。結ぶゴムの色は黒・紺・茶とする。)
 - (オ) 前髪は目にかからないようにする。
 - (カ) 整髪料等はつけない。
 - (キ) 剃り込みや極端な左右非対称はしない。

※違反した場合は、当該生徒、担任、保護者で話し合いを持ち、期限を決め、その日までに直す。

4. 持ち物・所持品について

- 通学カバンは指定のものを使用する。スポーツバッグは特に指定しない。
- 所持品には必ず氏名を明記し、自己管理する。
- 学習に不必要な物品（スマートフォン、タブレット、ゲーム、プリクラ、雑誌、化粧品、菓子、ジュース類、装飾品、アクセサリ類、ナイフ等危険物）を持ってこない。
- 不必要な金銭は持ってこない。会費等は登校後すぐに、担任かその学年の先生に提出する。

6. その他

- 口紅（色つきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類は使用しない。
- マニキュア等の爪や皮膚への装飾はしない。
- ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は身につけない。
- 眉毛はそり落としを含め、加工しない。また、まつ毛の加工をしない。
- 給水のための飲み物は、お茶、水またはスポーツドリンクとする。（ペットボトルは不可）

第6条 自転車通学について

自転車通学を希望者する場合、事前に学校における所定の手続きを経た者に認められる。ただし、次のことを守ること。

1. 交通法規を守り、常に自身及び歩行者の安全に注意して運転する。
2. 乗車時は、必ずヘルメットを着用し、自らの安全に留意する。
3. 左端を1列で通行し、並列走行や歩行者とともに走行しない。
4. 暗くなったら必ず点灯する。
5. 安定を損なう恐れのある運転（手放し運転等）や、無謀な運転はしない。
6. 傘差し運転、二人乗りはしない。
7. ブレーキ、ライト、反射シール、タイヤの空気等、常に点検しておく。
8. 変形ハンドル等危険な運転につながる改造は許可しない。
9. その他、必要以外の付属品、シール等はつけない。

第7条 配慮事項

何らかの事情があり、本規程に従うことができない場合には、学校に相談すること。その場合、生徒指導部で協議の上、方針を決定する。

第3章 指導に関すること

生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には、自己反省を促し、よりよい学校生活を送るために指導することを基本的な考え方とする。指導に当たっては、発達段階や常習性等を考慮し、当該生徒の反省と改善意志を尊重した指導になるよう配慮する。

1. 次にあげる問題行動をした生徒に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に反する行為（必要に応じて、警察と連携する）

- 暴力行為 ○建造物・器物破損 ○喫煙・飲酒・薬物乱用（同席や所持も含む）
- 危険物の所持 ○窃盗・万引き・金品強要 ○いじめ（加害）

(2) 授業等学校生活において、本校の規則に反する行為

- 指導に対する威圧的な態度・指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- 生徒に対しての悪質な暴言など人権侵害・いじめにつながる行為
- 意図的な授業妨害
（暴言・私語・居眠り・勝手な離席・移動、その他授業の進行に支障のある行為）
- 授業放棄
（授業の目的以外での Chromebook の使用、他の教科等の宿題、関係の無い本を読む等）
- カンニング等の不正行為
- 服装・頭髮違反（故意でありその場で改善できないもの）＜例＞染髪・ピアス・化粧等
- 不要物の持ち込み
- 自転車通学に関する違反
- その他、教育上指導を必要とすると判断した行為

2. 特別な指導の内容や期間については、教職員で協議の上決定する。

指導の内容については、指導の例を次のように示す。

(1) 説諭

(2) 学校での反省指導

（別室での個別反省指導、通常の授業を受けながら指導を行う反省指導、反省文、奉仕活動等）

3. 保護者連携

付記 学校外での生活について

学校外（登下校・在校中の活動・学校行事・部活動等以外）での生活については、保護者の管理のもと、安心、安全に留意して生活をする。

ただし、学校では、トラブル防止、安心・安全のために、次の事項について注意喚起する。

- 1 法令・法規を守り、地域社会や家族の一員として責任ある行動をとる。法に触れる行為や危険な遊びはしない。
- 2 インターネットを使用する際には、犯罪に巻き込まれたり、人を傷つけたりする恐れがあることはしない。
- 3 公共の場所では、危険防止に努め、他に迷惑をかけない行動をとる。
- 4 外出の際は、保護者に、事前に時間や場所について伝える。夜間外出、無断外泊はしない。
- 5 金銭の貸し借りはしない。また、保護者の許可なく物品の貸借、交換及び売買はしない。
- 6 法令・法規で未成年の入場が禁止されている場所への立ち入りはしない。

この規程の改正については、生徒・保護者・教職員の意見を踏まえ、校長の判断のもと改定することができる。

この規程は、令和7年4月1日より一部改訂し、施行する。